

くとも一回、次に掲げる課目について行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により上期又は下期ごとに一回、新規講習を行うことが困難であるときは、この限りでない。

一〇三 〔略〕

二 〔略〕

備考 表中「」の記載は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告

示

〇厚生労働省告示第九十七号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日）を定める件、及び令和元年厚生労働省告示第六十号（令和元年台風第十九号に伴う災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給権者が届書等を提出すべき日を延長する件）において、受給権者又は受給権者がその日までに診断書を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日（以下「指定日」という。）を令和二年二月二十九日から令和三年二月二十八日までの間に指定された者が診断書を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、指定日から起算して一年を経過した日とする。

〇経済産業省告示第百号

基準器検査規則（平成五年通商産業省令第七十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年四月二十八日

一 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

経済産業大臣 梶山 弘志

厚生労働大臣 加藤 勝信

二 経済産業大臣が定める期間  
基準器検査規則第二十一条第一項で定める基準器検査証印の有効期間が令和二年四月七日から七月三十一日までの間に満了する基準器は、当該期間を六月間延長する。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

〇経済産業省告示第百一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）第五条ただし書、第十二条ただし書、第十三条第一項第一号ただし書、第十五条ただし書、第二十二條ただし書、第二十三条第一項第一号ただし書、第三十三條ただし書、第三十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第三十六条ただし書、第四十条ただし書、第五十二条ただし書、第七十五条ただし書、第七十八條第一項ただし書及び第二項ただし書、第七十九條ただし書並びに第九十条ただし書の規定に基づき、各条項号の事由並びに経済産業大臣が定める期限及び期間を次のように定める。

令和二年四月二十八日

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期限

一の各号に掲げる期限については、当該各号に定める期限に延長する。  
一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条及び第四十条の規定により令和二年度に提出してしなければならない特定事業者及び特定連鎖事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出の期限 令和二年七月末日まで  
二 令和元年七月末日より後に選任又は解任があつた場合における規則第十二条、第十五条、第二十二條及び第三十三條の規定により令和二年度に提出してしなければならないエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出、規則第三十五条第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第三十六条及び第五十二条の規定により令和二年度に提出してしなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで  
三 規則第七十五条の規定により令和二年度に提出してなければならない特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出の期限 令和二年七月末日まで  
四 規則第七十八條第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第七十九条及び第九十条の規定により令和二年度に提出してなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで

3 経済産業大臣が定める期間

次の各号に掲げる期間については、当該各号に定める期間に延長する。  
一 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場合における規則第十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理企画推進者の選任の期間 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から一年以内  
二 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場合における規則第二十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理員の選任の期間 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から一年以内

附則

この告示は、公布の日から施行する。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期限

一の各号に掲げる期限については、当該各号に定める期限に延長する。  
一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条及び第四十条の規定により令和二年度に提出してなければならない特定事業者及び特定連鎖事業者の指定に係るエネルギーの使用の状況に関する届出の期限 令和二年七月末日まで  
二 令和元年七月末日より後に選任又は解任があつた場合における規則第十二条、第十五条、第二十二條及び第三十三條の規定により令和二年度に提出してなければならないエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者及びエネルギー管理員の選任又は解任の届出、規則第三十五条第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第三十六条及び第五十二条の規定により令和二年度に提出してなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで  
三 規則第七十五条の規定により令和二年度に提出してなければならない特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量に関する届出の期限 令和二年七月末日まで  
四 規則第七十八條第一項又は第二項の規定により令和二年度に行わなければならない中長期的な計画の提出並びに規則第七十九条及び第九十条の規定により令和二年度に提出してなければならない定期の報告の期限 令和二年九月末日まで

3 経済産業大臣が定める期間

次の各号に掲げる期間については、当該各号に定める期間に延長する。  
一 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場合における規則第十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理企画推進者の選任の期間 エネルギー管理企画推進者を選任すべき事由が生じた日から一年以内  
二 令和元年十二月一日から令和二年五月三十一日までの間に選任すべき事由が生じた場合における規則第二十三条第一項の規定によりしなければならないエネルギー管理員の選任の期間 エネルギー管理員を選任すべき事由が生じた日から一年以内

附則

この告示は、公布の日から施行する。